

第 2 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成24年4月19日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成24年4月19日（木曜日）

午前10時18分開議

午前10時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第7号 専決処分の報告及び承認について

議案第8号 専決処分の報告及び承認について

出席委員（8人）

委員長	溝口幸治
副委員長	山口ゆたか
委員	山本秀久
委員	小杉直
委員	大西一史
委員	城下広作
委員	上田泰弘
委員	橋口海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	山本隆生
教育理事	松葉成正
教育総務局長	松永正男
教育指導局長	瀬口春一
教育政策課長	田中信行
高校教育課長	上川幸俊

事務局職員出席者

議事課課長補佐	徳永一博
政務調査課課長補佐	木村和子

午前10時18分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第2回文教治安常任委員会を開会いたします。

本日は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審査を効率的に進めるために、質疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

また、本日の委員会の出席者は付託議案に関する職員のみとしておりますので、出席者の自己紹介は省略いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。まず、議案について執行部の説明を求め、その後、質疑を受けたいと思います。

それでは、上川高校教育課長、説明をお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

今回、2つの議案を提出しております。資料1ページから2ページが7号議案、資料3ページから4ページが第8号議案となっております。いずれも、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するもので、2ページに記載しております2人と4ページに記載しております3人の計5人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には債務者の財産に強制執行する

ことも可能となるものでございます。

1 ページ及び3 ページの2の専決処分理由の前段のところにありますように、県が行った支払い督促に対し、5人の債務者から異議が出されました。この異議とは、そのほとんどが債務の存在を否定するものではなくて、債務の存在は認めるけれども分割払いにしてほしいという内容のものであります。異議が出された債務者については、同じ資料の専決処分理由の後段にありますように、民事訴訟法の規定によりまして、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。県が訴えの提起を行うには、本来地方自治法の規定によりまして県議会の御承認をいただく必要がありますけれども、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして知事の専決処分いたしました。このため、これを本議会上に報告し承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 この専決処分については、内容はよく今の説明でわかったんですが、一つちょっとお尋ねは、これが大体長期というのがどのくらいにわたっているのかということです。全部で5件ですかね。

○上川高校教育課長 返還の申し立てが長期というのは、おおむね6カ月以上と考えておりますが、6カ月以上にわたり滞納が続いている奨学生についても複数回文書等による催告を行っておりますのでございます。

それでも返還がなされず、または年内に滞

納状況を解消できるような返還計画が示されない場合において、支払い督促の申し立てを行っておりますのでございます。

○大西一史委員 それで、実際のケースはどれだけなんですか、滞納の期間というか。

○上川高校教育課長 第7号議案の2人に関しましては、滞納月数が35月と、もう1人は長期にわたっておりますが105月ということでございます。それから第8号議案の方は6月、それから58月、34月ということでございます。

○大西一史委員 非常にこれ、滞納も、いろいろな事情があるのかもしれないけれども、訴訟までいくということは、これだけ長期にわたっているということですよ、今御説明があったとおり。ですから、これに関しては、専決処分に関しては、私は妥当なものだというふうに思いますけれども、後は司法の場で、きちっとそれは判断がなされるものだというふうに思いますが、今後この滞納をやはり出さないようにですね、滞納を出すことによって制度がやはりゆがめられてしまいますから、ここをやはり厳しく県としては今後に対処して。もちろん、いろいろなその手前の段階で、早い段階で、分割であるとかいろんな話があれば話は別ですが、もうここまで、105月なんていうのはどういうことですかということなんですよ。ですから、そういうことを考えれば、そういったものに対しては厳しく対処していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 私も理解はします。最終手段、本当にそうだと思います。ただ、その前

にですね、例えば本人が払わなくていいという感覚が、何と申しますか、甘えている部分がある。そこを直接、例えば訪問して本人と会うとか、そういう話で、何か努めてこうなる前に、そういう心のしっかりした話し合いを、通うようなことを何回か訪問されているんですかね、このケース。

○上川高校教育課長 滞納がわかりました時から電話で督促をし、そして家庭に訪問して督促をする場合もございます。

○城下広作委員 基本的には、やっぱり電話というか、会う、会って最終的には法的措置で、いわゆる裁判でこうなるんですよ、最終的に裁判で逆に負けたら、いわゆる財産没収という強制執行もあるよというようなことまで、やっぱりしっかりある意味でそこまで細かく言わないと、意外とそういう感覚がなくて、まさかそこまでしないだろうというようなことを考えている人も中にはいるような感じがいたしまして、やっぱり丁寧に最初の段階でもう一回、おくれるとずうっとずうっとおくれますので、最初の段階でよくそういうことを指導といいますか説明をすると——してあると思うんですけど、やっぱりもう一回、再度——そういう人たちは傾向性があるから、やっぱり最初の段階で努力、努めるということが大事ではないかなということ、改めて——次の方々がまた誕生するときの予防として、ぜひ考えていただきたいと要望しておきます。

○上川高校教育課長 そのように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第7号及び第8号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第7号及び第8号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号及び第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長